

亀山市告示第49号

亀山市農林業施設原材料等支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市農林業施設原材料等支給要綱の一部を改正する告示

亀山市農林業施設原材料等支給要綱（平成21年亀山市告示第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、農林業施設」の次に「及び農地（以下「農林業施設等」という。）」を加え、「、及び」を「、並びに」に改める。

第2条第5号中「農林業施設」を「農林業施設等」に改める。

第3条中「受益者が2人以上ある農林業施設の」を「次の各号に掲げる」に、「農林業施設」を「農林業施設等」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第5号に掲げる事業に係る農業施設及び農地の工事

(2) 受益者が2人以上ある農林業施設の工事（前号に掲げる工事を除く。）

第4条中「農林業施設」を「農林業施設等」に改める。

様式第1号中 「施設区分（農業施設）」を「区分（農業施設等）」に、
（林業施設）」を（林業施設）」

「農村公園」を「農村公園 □農地（災害）」に、「施設の」を「施設等の」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。